

## 社会福祉施設等被害状況確認システム導入事業について

### 1 事業の概要

#### (1) 目的

地震・台風などの災害時に、被害状況の確認メールを県から施設代表者の携帯電話へ一斉配信し、利用者や建物の被害状況について返信してもらうことで、被害状況を迅速に把握し、被災した施設については、被災者の早期救出に努めるとともに、被災していない施設については、福祉避難所等として被災者の受入れ調整等を行うため、県と市町が一元的に情報共有します。

#### (2) 被害状況の確認方法等

①災害の基準	地震（震度4以上）、大雨洪水警報発令時で災害が想定される場合など	
②対象施設	a 高齢者施設	特別養護老人ホーム、老人保健施設など
	b 障害児者福祉施設	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設など
	c 児童福祉施設	児童養護施設、保育所など
③情報管理主体	県	健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課など
	市町	福祉担当課、防災担当課

#### (3) 会員登録及び被害状況確認を行う具体的手順等

【お願いする作業】 **A 会員登録** **B 災害時における報告（②の部分）**

**A**

事業実施に当たっては、各施設等の代表者に、システムへの会員登録をしていただきます。  
※県の各施設所管課から、平成24年4月中旬頃に会員登録のご依頼をさせていただく予定です。

【登録内容】

①携帯メールアドレス ②県所管課 ③施設名 ④所在地 ⑤施設形態（入所・通所） ⑥施設区分及び種類

**B**

①県から施設長等に対し、事前に登録をいただいた携帯メールアドレスに被害状況確認メールを配信します。

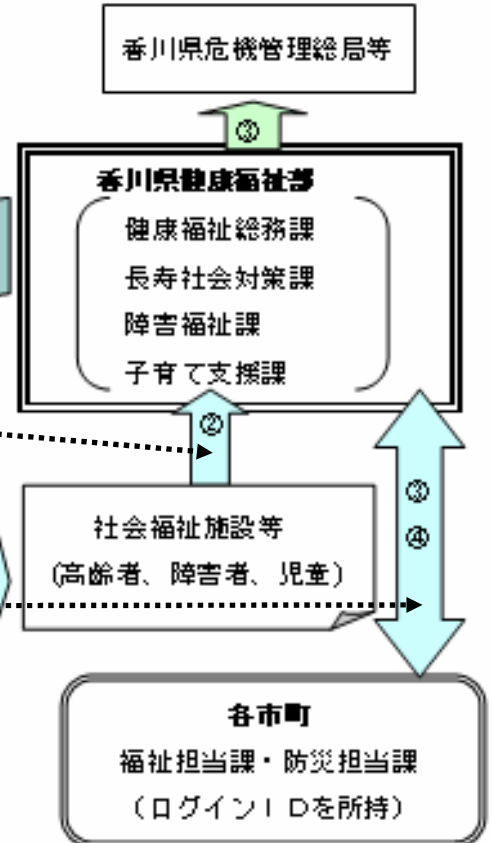
②施設長等が、上記の確認メール（アンケート形式）に返信し、被害状況を県に報告していただきます。

【確認項目】

①負傷者数（利用者・職員） ②建物被害（チェック形式）  
③要避難者数 ④受入可能避難者数 ⑤派遣可能職員数

③市町担当課が各市町所在施設の被害状況を確認します。  
（健康福祉部関係課も各施設の被害状況を確認して取りまとめ、香川県危機管理総局等に報告します。）

④市町と県が各施設の被害情報を共有し、入所者等の救助活動等に活用します。



### 2 事業実施に係る費用負担

施設等については、施設長等の代表者にシステムへの会員登録を行っていただく必要があります。また、携帯メール送受信により発生するパケット料金は、登録会員の負担となりますので、ご了承の上、ご登録をお願いいたします。（施設等にご負担いただくのは、このパケット通信料のみです。）